

議会基本条例の検証結果について

1 評価方法

会派ごとに取りまとめたシートをもとに、全 27 条の条項について 1 条、1 項ずつ評価を行い、その際に使用する評価区分は、「段階評価」と「評価後の取組」の 2 区分として、評価基準は、次のとおりとした。

【評価の段階】	【評価後の取組】
A：達成されている（取組が満足できる）	1：条文に従い、これまでどおり取り組む
B：概ね達成されている（取組が概ね満足できる）	2：改善・拡充に向け、新たな取組を検討
C：一部達成されている（取組がやや不足している）	3：今回の検証をもとに条文の改正を検討
D：今後努力を要する（取組が不十分）	4：その他
—：評価対象外	

2 検証結果

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民に開かれた活力ある議会を構築するために必要な基本理念、議会及び議員の使命及び活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めることにより、合議制の機関である議会の役割を明確にし、議会が市民の負託にこたえ、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 引き続き取り組んでいく。

(基本理念)

第2条 議会は、市民を代表する市政最高の意思決定機関として市民の意思を市政に反映させるため努力を惜しまずその活動に専念し、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

評価	評価後の 取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 委員会において、自由討議の採用も少しだが行えた。 ② 議会モニターや議会報告会で市民の声を聞く機会はあるが、参加人数に限りがありまだ十分とは言えない。

第2章 議会の使命及び活動原則

(議会の使命及び活動原則)

第3条 議会は、合議制の特性を生かし、民意を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とする。

評価	評価後の 取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 各議員が地元の問題点や要望を一般質問し、地域に貢献しているが、考えが偏る傾向にある。

2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 前回の検証理由と同じ。少し映像に頼りすぎな面もある。活字で発信する必要もある。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう市民参加の機会の拡充に努めること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 議会モニター、議会報告会、議員と語る車座、各議員が開催する報告会など。

(3) 把握した市民の意見の下に政策提言、政策立案等の強化に努めること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 政策研究会のテーマの選定にももっと市民の意見を反映させなければいけないと思う。 ② 常任委員会で取組を進めて行くべき。

(4) 議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 議運は頻繁に行われ見直されていると思う。

(5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 傍聴の意欲を高める議会運営とは？具体的な目標を定めたらどうか。 ② 昨年の改選後より傍聴者が増えている。YouTube や SNS の配信による効果。傍聴規則の見直しに取り組んでいる。 ③ 傍聴に関しては議員の支援者がほとんどのように思われます。一般の市民はまだ関心が薄く感じる。 ④ 議会中でも市役所には沢山の市民の方が訪れます。その方々のお一人でも六階に上がっていただける努力をする。

第3章 議員の使命及び活動原則

（議員の使命及び活動原則）

第4条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市全体を見据え、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 佐伯市には働く所が少ないと言う市民の声をうけ、執行部だけでなく議員も企業誘致調査特別委員会を設置して企業誘致にむけた活動をしている。 ② 市全体の問題点を議員全員の共通認識とする必要がある。 ③ 全議員で自由な討議をする時間が少ないように感じる。

2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 表決に至るまでの経過も市民に知ってもらえる様に心がけている。 ② 会派や個人で勉強会の実施が必要である。その中から自由な討議が生まれると思う。

- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図ること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① まだまだ研鑽が求められる。 ② 議会報告会の開催。一般質問をする議員が多いのが佐伯市議会の特徴。良い悪いは、別にして。 ③ 議会の規範となる地方自治法や条例、会議規則等を把握できていないのではないかと。勉強不足。

- (3) 議会の構成員として全市民の福利の向上を目指し活動すること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 議会報告書の配布を行なっている。 ② 報告書作成経費がかかる。政務調査費だけでは足りない。 ③ 広報の充実。議会報告会での対応。 ④ 議員個人が地域の方々とつながることが大事。各コミュニティと連携する事が大事。 ⑤ 昨今全国の地方議会が注目されていることは事実。各議員の意識が足りないと感じる。

(4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 頑張っていると信じたい。 ② 議会報告会の開催や市民との車座など多様な意見を拝聴する場を設けている。 ③ 市民の多様なニーズを議員全員が意識的観点で鈍感なのかもしれない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

評価	評価後の 取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 無会派の議員と会派の議員の議員活動の制限があることの是非を問う。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。

評価	評価後の 取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 政策毎に意見が分かれる事があって自然だと思うので、会派内での調整を強制するのは如何なものか。 ② 現状の会派結成は政策意識より仲間意識が強い。

3 会派は、議会活動について、市民に対し説明するよう努めなければならない。

評価	評価後の 取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 会派としての活動報告は足りてない。 ② 他の会派の活動がわからない状態。 ③ 市民が会派を十分に理解していない状況。

第4章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、佐伯市情報公開条例（平成17年佐伯市条例第13号）との整合を図りつつ、その有する情報を市民に公開するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 市民に公開する責任は日々大きくなっており、さまざまな方法で市民に伝えている。 ③ 議会の映像を公開している。

2 議会は、本会議その他すべての会議を原則として公開するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 本会議は、ケーブルテレビ・YouTubeで放送されている。 ③ 公開できている。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、市民の専門的又は政策的識見等を求めるとともに多様な広報公聴手段を活用し、一般市民の声を積極的に聴取するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 必要な機会がなかったようにも感じられるが、市民の声を聴取する一層の努力が求められる

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、原則として当該請願及び陳情をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	3	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 議会または議員一人一人が市民の声を聞くことが基本的な議員活動を意識している。 ③ 実態の取り扱いと合わなくなっているのではないかと感じる。

5 議会は、重要な議案に対する各議員の表決の結果を議会広報で公表する等、議員の活動に関し市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 市民にわかりやすく説明しなければ意味がないが現状十分な広報と言える。 ③ 決算委員会の表決を公表するかは検討がいる。（議会だよりに掲載なし。）

6 議会は、議案等を議決したときは、その議決責任を深く受けとめるとともに、市民に対して当該議決に至る経過及びその理由を説明する責務を有するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 議会報告会での説明に限られているが各議員も意識して説明していると思う。 ③ 活発に議論が行われている。

7 議会は、前項の責務を果たすため、すべての議員の参加の下、議会報告会を年1回以上開催するとともに、報告事項等に関して市民から提出された意見をもとに議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 議員がどこの地域を回るかなど問題点はあるが議会の重要な役割であることは間違いなし。 ③ 意見の整理が実施できる。

（議会モニター制度）

第7条 議会は、市民を構成員とする議会モニターを設置するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② さまざまな分野のモニターの意見を聞くことができている。 ③ できている。

2 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下これらを「委員会」という。）は、重要な議案等を審査する場合において必要と認めるときは、当該議案等に対する議会モニターの意見を聴取するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	【評価の理由（主な意見等）】 ・ 審査において、議会モニターの意見を活用する機会が少ない。 ・ 十分な活用がされていない。

3 議会は、議会モニターから議会の運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会活動の改善に努めるものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ当該委員会における審査の過程等の説明を行うものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善拡充に向け新たな取り組みを検討 ② 今後積極的に行っていかなければいけない。 ③ 議案審査で積極的に活用するように努める。 ④ モニターの意見整理は、議会報告会ほどできていない。

4 議会モニターの運営に関しては、議長が別に定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

第5章 市長等と議会の関係

（市長等との関係）

第8条 議会は、二代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じて市民福祉の向上と市政の発展に取り組まなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 新人議員は市長との関わりが少なく適性を余り理解していない。 ② 新人は議会の仕組みを学ぶ機会が必要。

（議論の充実）

第9条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文が実態とズレがある。見直しの検討がいる

2 議長又は委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、議会の会議及び委員会において議員の質疑、質問、政策提言、議員提出議案等に関して、市長等及びその補助職員に対して、発言の許可を与え、反問し、又はその趣旨を確認する機会を付与するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従いこれまでどおり取り組む ② 議会として十分与えている。 ③ できている。

3 議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従いこれまでどおり取り組む ② 当然の義務であり、市民にも伝える役目がある。 ③ できている。

4 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を求めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従いこれまでどおり取り組む ② まだ足りない部分はあるが要求する意識は高い。 ③ できている。

（監視及び評価）

第 10 条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているかを監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従いこれまでどおり取り組む ② 新人議員はまだ少し足りない部分 ③ できている。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善・拡充に向け新たな取り組みを検討 ② 議会は注視しており、議会全体の責務である。 ③ 何を持っての評価なのかわからない。明確にする必要があるのではないか。 ④ 評価までにとどまっていることが多い。

（議決事件の拡大）

第 11 条 議会は、市政における重要な計画等の決定に参画するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 佐伯市総合計画基本構想に基づく基本計画を策定し、又は変更すること。
- (2) 佐伯市都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。
- (3) 佐伯市長期総合教育計画を策定し、又は変更すること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 佐伯市の政策の根幹である。議員は常に勉強する意識でありたい。 ③ できている。

第6章 議会機能の強化

(議会機能の強化)

第12条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善・拡充に向け新たな取り組みを検討 ② 市長の事務が全て理解できていない。 ③ さらなる研さんがある。

2 議会は、市の政策水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条例や政策に対して議員が別案の政策を提出することに努める。

3 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案又は政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 政策提言が市政に反映されていないように感じる。

4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

(議会事務局の体制整備)

第 13 条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 市が抱える課題や社会の複雑化・多様化に対応するため、政策法務機能の強化が重要である。引き続き、議会事務局職員については、研修等を通じてスキルと対応力の向上を図る必要がある。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 市長等と協議は行っている。

(議員定数)

第 14 条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 議員定数の改訂については実績有り。

2 議員の定数の条例改正に関する議案は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努めなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善・拡充に向け新たな取り組みを検討 ② 議会の重要な政策の一つ、常に高い意識が求められる。 ③ できている。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

(議員報酬)

第 15 条 議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 議員報酬の改訂については実績有り。

2 議員報酬の条例改正に関する議案は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努めなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 実績有り。

3 議員の報酬は、別に条例で定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

(議員研修の充実)

第 16 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 議員研修については毎年開催している。延岡市議会との交流会も研修スタイルになった

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者との研修会を積極的に開催するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① そもそも議員研修の充実強化について、到達点が見えているのか。積極的に取り組んでいれば良い。

(政務活動費)

第 17 条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究、政策提言その他の活動を行うものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善・拡充に向け新たな取り組みを検討 ② 政務活動費の有効性を検討しなければならない。 ③ おおむねできている。

2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対しその用途についての説明責任を負うものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 正確に公開している。 ③ できている。

3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

（議会広報の充実）

第 18 条 議会は、市政に関する重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善・拡充に向け新たな取り組みを検討 ② もっと市民と対話できる場が必要だが現行でできる限り行っている。 ③ 特集記事などは少なめとなっている。

(議会図書室の充実)

第 19 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 会議室となっている。図書室としての機能に不足はあるが、佐伯市議会において、支障は感じられない。 ② 議員のほとんどが図書館の利用、図書の充実に怠っている。

2 図書室の利用に関しては、議長が別に定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

(調査機関の設置)

第 20 条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 具体的な姿は見えているのかから始めないと。

2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

(予算の確保)

第 21 条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 議員しかできないことなのでしっかり行っている。 ③ できている。

第7章 会議の運営

（自由討議の保障）

第22条 議会は、議案等の審議、審査又は調査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善・拡充に向け新たな取り組みを検討 ② 審議に時間をかけ、慎重に必要がある。 ③ 発言は少なめ。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善・拡充に向け新たな取り組みを検討 ② まだ足りないと感じる。会派だけにとどまらず議員の討議が必要。 ③ 活発な自由討議を目指す必要はある。

（委員会の活動）

第23条 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善・拡充に向け新たな取り組みを検討 ② 十分とは言えないが今後は積極手に活用する。 ③ 今後も積極的に取り組む必要がある。 ④ さらなる充実がいる。

2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に対し資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② もっと市民で意識した委員会であればならない。 ③ できている。

3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任をもって行わなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 各委員長は行っている。 ③ できている。

4 委員会は、市民の要請に応じ、議案等の審査及び調査の過程等を説明するため、市民懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ① 昨年度から市民団体の要望で懇談会を開催してほとんどの議員が参加している。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第24条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 改善・拡充に向け新たな取り組みを検討 ② 新人議員に講習などを行い勉強すべき。 ③ おおむねできている。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

第9章 最高規範性に見直し手続

（最高規範）

第25条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則その他の法規を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

評価	評価後の 取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 議員活動は、この条例の上に成り立っている。

（議会及び議員の責務）

第26条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託にこたえなければならない。

評価	評価後の 取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 議員活動は、この条例の上に成り立っている。 ③ できている。

（見直し手続）

第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

評価	評価後の 取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ① 条文に従い、これまでどおり取り組む。 ② 市民が安全に暮らせるために必要性を常に議員は念頭に置く必要がある。 ③ できている。